

新	旧
<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険包括保険(2年未満)特約書</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00016 沿革 平成 14 年 3 月 11 日 一部改正 平成 16 年 4 月 1 日 一部改正 平成 16 年 7 月 9 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 平成 18 年 3 月 20 日 一部改正 平成 21 年 3 月 19 日 一部改正</p> <p>…中略… 附帯別表第 2 略 附帯別表第 2 略</p> <p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険包括保険(2年未満)追加特約書</p> <p style="text-align: right;">平成 21 年 9 月 7 日 09-制度-00038</p> <p>(以下「銀行等」という。)と独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)は、年 月 日付で締結した貿易代金貸付保険包括保険(2年未満)特約書(以下「特約書」という。)の追加特約を下記のとおり締結する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(対象となる貸付契約) 第 1 条 特約書附帯別表第 1 の 1 号は以下のいずれかに読み替えるものとする。</p> <p>イ 貿易一般保険包括保険が付保されている輸出契約及び仲介貿易契約(法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により輸出契約及び仲介貿易契約とみなされる契約を含む。)に係る輸出代金貸付契約及び仲介貿易代金貸付契約であって、契約金額が 1,000 万円以上のもの。</p> <p>ロ 輸出契約及び仲介貿易契約(法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により輸出契約及び仲介貿易契約とみなされる契約を含む。)に係る、輸出代金貸付契約及び仲介貿易代金貸付契約(国際協力銀行と協調して貸付ける契約に</p>	<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険包括保険(2年未満)特約書</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00016 沿革 平成 14 年 3 月 11 日 一部改正 平成 16 年 4 月 1 日 一部改正 平成 16 年 7 月 9 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 平成 18 年 3 月 20 日 一部改正 平成 21 年 3 月 19 日 一部改正</p> <p>…中略… 附帯別表第 2 略 附帯別表第 2 略</p>

限る。)

(追加特約の期間及び更新)

第2条 本追加特約書の有効期間は、本追加特約書の締結日から特約書第1条第1項に規定する特約期間の満了する日までとする。特約書の満了する日の30日前までに、銀行等又は日本貿易保険のいずれか一方から書面による別段の意思表示がなされないときは、この追加特約書は同一条件で、更新後の特約書の特約期間の満了する最終日まで更新されたものとし、以後も同様とする。但し、当該特約期間の満了前に特約書が解除等により終了した場合には、本追加特約書も同時に終了するものとする。

(特約書の効力)

第3条 本追加特約書は、特約書に追加して定められるものであり、本追加特約書に特段の規定のない限り、特約書の条項は、引き続き有効にその効力を有するものとする。但し、本追加特約書と特約書との間に相違がある場合には、本追加特約書が優先するものとする。

上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

銀行名 印

独立行政法人日本貿易保険理事長名 印

附 則

この規程は、平成21年9月11日から実施する。